

2 申告所得税

2-2 所得階級別人員

(3) 青色申告者

区分	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計
70万円以下	人 968	人 32	人 192	人 1,192
100 "	人 1,867	人 77	人 455	人 2,399
150 "	人 4,904	人 326	人 1,810	人 7,040
200 "	人 6,289	人 541	人 2,542	人 9,372
250 "	人 6,435	人 700	人 3,261	人 10,396
300 "	人 6,206	人 774	人 3,303	人 10,283
400 "	人 9,545	人 1,460	人 6,022	人 17,027
500 "	人 5,873	人 926	人 4,932	人 11,731
600 "	人 3,552	人 546	人 3,926	人 8,024
700 "	人 2,097	人 314	人 2,991	人 5,402
800 "	人 1,278	人 159	人 2,252	人 3,689
1,000 "	人 1,487	人 154	人 3,160	人 4,801
1,200 "	人 726	人 51	人 1,912	人 2,689
1,500 "	人 705	人 21	人 1,817	人 2,543
2,000 "	人 876	人 11	人 1,677	人 2,564
3,000 "	人 961	人 4	人 1,411	人 2,376
5,000 "	人 753	人 —	人 967	人 1,720
5,000万円 超	人 544	人 2	人 462	人 1,008
合 計	人 55,066	人 6,098	人 43,092	人 104,256

調査対象等：平成13年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について、平成14年3月31日現在の合計所得により階級区分して、それぞれの分布状況を示したものである。

用語の説明：青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいた正確な申告と完全な納税をすることを目的として設けられている制度である。青色申告が認められているのは、事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には税務計算上種々の特典がある。

(平成13年分申告所得税の青色申告の主な特典)

〔棚卸資産の評価関係〕

- ① 棚卸資産の低価法による評価の選択 (所令99①)
 〔償却費関係〕
 ② エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却 (措法10の2①)
 ③ 電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却 (措法10の3①)
 ④ 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却 (措法10の4①)
 ⑤ 事業化設備等を取得した場合等の特別償却 (措法10の5①)
 ⑥ 中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却 (措法10の7①)
 ⑦ 特定設備等の特別償却 (措法11)
 ⑧ 地震防災対策用資産の特別償却 (措法11の2)
 ⑨ 事業革新設備等の特別償却 (措法11の3)
 ⑩ 特定余暇利用施設の特別償却 (措法11の4)
 ⑪ 特定電気通信設備等の特別償却 (措法11の5)
 ⑫ 商業施設等の特別償却 (措法11の6)
 ⑬ 再商品化設備等の特別償却 (措法11の7)
 ⑭ 特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却 (措法11の8)
 ⑮ 低開発地域等における工業用機械等の特別償却 (措法12)
 ⑯ 中小企業者の機械等の特別償却 (措法12の2①)
 ⑰ 医療用機械等の特別償却 (措法12の2②)
 ⑱ 特定医療用建物の割増償却 (措法12の3)
 ⑲ 特定情報通信機器の即時償却 (措法12の4)
 ⑳ 障害者雇用の機械等の割増償却等 (措法13)
 ㉑ 経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却 (措法13の2)
 ㉒ 農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却 (措法13の3)
 ㉓ 特定再開発建築物等の割増償却 (措法14の2)
 ㉔ 倉庫用建物等の割増償却 (措法15)
 ㉕ 鉱業用坑道等の特別償却 (措法16)
 ㉖ 耐用年数の短縮 (所令130)
 ㉗ 通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却費の特例 (増加償却) (所令133)
 ㉘ 陳腐化した減価償却資産の償却費の特例 (所令133の2)
 ㉙ 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却 (措法18)

〔引当金・準備金関係〕

- ㉚ 一括評価による貸倒引当金の設定 (所法52②)
 ㉛ 返品調整引当金の設定 (所法53)
 ㉜ 退職給与引当金の設定 (所法54)
 ㉝ 製品保証等引当金の設定 (旧所法55の2)
 ㉞ プログラム等準備金の積立て (措法20の2)
 ㉟ 金属鉱業等鉱害防止準備金の積立て (措法20の3)
 ㉟ 特定災害防止準備金の積立て (措法20の4、20の5)
 ㉞ 環境事業団への維持管理積立金の積立て (措法20の5)
 ㉟ 特別修繕準備金の積立て (措法20の6)
 ㉞ 探鉱準備金の積立て (措法22)
 〔所得の特別控除関係〕
 ㉟ 技術等海外取引に係る所得の特別控除 (措法21)
 ㉟ 新鉱床探鉱費の特別控除 (措法23)
 ㉟ 青色申告特別控除 (措法25の2)
 〔その他の所得計算の特例関係〕
 ㉟ 青色事業専従者給与の必要経費算入 (所法57①)
 ㉟ 必要経費に算入される家事関連費 (所令96二)
 ㉟ 小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例 (現金主義による所得計算) (所法67)
 〔税額控除関係〕
 ㉟ 試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除 (措法10)
 ㉟ エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除 (措法10の2)
 ㉟ 電子機器利用設備を取得した場合等の所得税額の特別控除 (措法10の3)
 ㉟ 事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除 (措法10の4)
 ㉟ 事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除 (措法10の5)
 ㉟ 製品輸入額が増加した場合の所得税額の特別控除 (措法10の6)
 ㉟ 中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除 (措法10の7)
 〔純損失関係〕
 ㉟ 純損失の繰越控除 (所法70①)
 ㉟ 純損失の繰戻しによる還付 (所法140、141)
 〔更正等の手続関係〕
 ㉟ 更正の制限 (所法155①、156)
 ㉟ 更正の理由付記 (所法155②)
 ㉟ 更正に対する不服申立ての場合の異議申立てと審査請求の選択 (通法75④)